

## 寄附をされた方へ

### 個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

平成24年11月  
鹿児島県

- 1** 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等の手続が必要になります。  
確定申告書（第二表）の「住民税に関する事項」欄にも寄附金額を記載してください。

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告期間中（寄附をした年の翌年の2月16日から3月15日まで）に、所得税の確定申告をする必要があります。確定申告により、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けることができます。この場合、確定申告書（第二表）の「住民税に関する事項」欄にも寄附金額を記載する必要があります。

確定申告については、詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

なお、所得税が課税されず個人住民税だけが課税の対象となる方、あるいは個人住民税のみ税額控除を受けることを希望される方は、寄附をした年の翌年の1月1日時点でお住まいの市町村に、3月15日までに「寄附金税額控除申告書」を提出する必要があります。

詳しくはお住まいの市町村の住民税担当窓口にお尋ねください。

- 2** 確定申告等に当たっては、寄附先の法人等からの寄附金受領証明書が必要になります。

確定申告等を行う際には、寄附をした際に寄附先の法人等から受け取った「寄附金受領証明書」を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

また、一定の特定公益増進法人に寄附をした場合は、「寄附金受領証明書」に加え、「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付する必要があります。

- 3** 寄附をした翌年の1月1日に鹿児島県内にお住まいの方が、鹿児島県で寄附金税額控除を受けることができます。

個人住民税の寄附金税額控除は、寄附をした時ではなく、寄附をした年の翌年の1月1日時点でお住まいの都道府県及び市町村で受けることができます。

したがって、寄附をした年の翌年の1月1日より前に鹿児島県外へ転出された方は、転出先の都道府県・市町村において当該法人に対する寄附金が条例で指定されていない場合は、個人住民税の寄附金税額控除を受けることはできません。

- ※ 個人市町村民税の寄附金税額控除が受けられるかどうかは、市町村への確認が必要です。

個人県民税は、個人市町村民税と合わせて市町村が賦課・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定は、県・市町村がそれぞれで行います。

個人市町村民税については、あなたが寄附された法人・団体等を、お住まいの市町村が条例で指定している場合に限り、寄附金税額控除を受けることができます。詳しくはお住まいの市町村の住民税担当窓口にお尋ねください。

（控除の手続き（**1**・**2**）は、個人県民税のみ控除される場合も、個人県民税・個人市町村民税ともに控除される場合も共通です。）